

No. C16-02

平成 28年 6月

検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
 この度、「保医発0531第1号」により下記検査項目について検査実施料が新規適用されましたのでご案内いたします。

敬白

記

- 適用日 : 平成 28年 6月 1日から適用
- 新規保険収載された検査項目及び内容

検査項目名	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性	233点	免疫学的検査判断料	「D012」感染症免疫学的検査の45	<p>ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルス NS1 抗原、IgG 抗体及び IgM 抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。</p> <p>ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。 (イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか (ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか (ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料</p> <p>エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。</p>

※ 表中の下線が、新しく変更された部分となります。

※ 新規適用項目（イムノクロマト法）は当社での受託はできません。